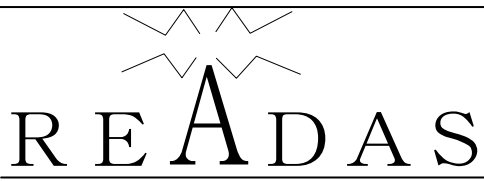


第 6022 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 8月17日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 贈与税の申告内容の開示請求

Q：過去の贈与税の申告内容を確認したいのですが、開示してくれる制度はありますか？

A：相続又は遺贈により財産を取得した者が、相続税の申告書の作成等にあたり、他の共同相続人に係る贈与税の課税価格の合計額の開示が必要なときは、税務署長に対して開示請求をすることができることとなっています。

【解説】

この制度は、相続時精算課税制度の導入に伴い、他の共同相続人の過去における贈与税の申告内容が相続税の申告にあたり必要不可欠になったからという理由で設けられたものです。

具体的な内容は、相続又は遺贈により財産を取得した者は、他の共同相続人がある場合に相続税の申告書の作成等に必要なときに限り、他の共同相続人等が被相続人から取得した相続時精算課税制度の適用をうけた財産、又は、相続開始前3年以内に受けた贈与財産に係る贈与税の課税価格の合計額について開示請求することができるというものです。

開示請求は原則として、被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に次の書類を添付して行います。

- ①全部分割の場合：遺産分割協議書の写し
- ②遺言書がある場合：開示請求者及び開示対象者に関する遺言書の写し
- ③上記以外の場合：開示請求者及び開示対象者に係る戸籍の謄(抄)本

